

困ったなあ

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

暴力で大けがをした息子に
後遺症が残ると言われ…

息子のことで相談します。

一時引きこもりで私たちもずいぶんてこずつたのですが、無事に大学に入り、ほっとしていだのです。そうしたところ、中学の時の友達Aと久しぶりにばったり出会い、酒を飲みに連れて行かれたようです。Aは当札つきの不良で、Aらグループとは付き合うなどよく言っていたのですが。

私たちが知る限り、息子はこれまでに酒を飲んだことはなかったはずです。それを店で酔いつぶれるまで飲まされて外に連れ出されたあげく、道端で殴る蹴るのひどい暴力を振るわれ、まさに九死に一生の状態で病院

ひどい災難に遭われ、なんとお慰めしてよいのか分かりません。

医者が言うのはおそらくは次脳機能障害のことで、交通事故などで頭部を強打して脳が損傷を受け、結果、認知障害や行動障害が残って、その程度がひどい場合には社会生活を営めなくなるという障害のことと思われます。比較的新しく認知された障害ですが、交通事故の保険ではすでに盛り込まれています。

まずは刑事案件として、Aがどうなるのか。

Aが少年か成人かで基本的に手続きは異なるのですが、18歳以上の少年の場合、重大な結果が生じた事案だし、また前歴もあると思われるので、家庭裁判所での審理を通してもなお、成人と同様の刑事裁判になる可能性が高いと思われます。

裁判はもちろん傍聴できます。Aは懲役刑になるので、Aにつく弁護人は、刑ができるだけ軽くしてもらえるよう、被害弁償に動くのが普通です。ただし、



に運ばれたのです。

肝心の息子からはまだしつかりした供述が取れないのに、ここまで警察が捜査をしてくれて分かったことです。

医者が言うには、体の傷は時機がくれば大方は治るだろうけ

れど、ただ頭をひどくぶつけていて、その後遺症で、悪くする一生まともには働けないかも

しないとのことです。

Aは傷害で逮捕されました。Aはこれからどうすればよいでしょうか。

本人ないし親らに、弁償の気持ちなり資力がなければ、弁護人もどうともできません。その場合、被害者の救済として、いわゆる犯罪被害者等給付金支給法があります。一定の場合に国から傷害給付金を支給してもらえるという法律ですが、ただこの法律の救済範囲は身体の被害で慰謝料はないし、額も一定の範囲に限られます。

基本的に刑事と民事は別個なので、損害賠償については別途、民事訴訟を起こすのが原則です。最近ようやく、刑事案件の訴訟記録の閲覧・謄写とうしょが認められ、証拠の確保が容易になりました。

ただし、現時点でどこまで脳の後遺症害の被害額を盛り込めるとか難しいところですね。裁判上で和解が成立すれば、以後別途損害が生じた場合には誠意をもって支払うといった取り決めをすることができますが、民事訴訟全般について言えることは